

昭和九年三月十日

労働者代表の争議の解決と労働者の権利

十五号

労働者代表の争議の解決と労働者の権利
 労働者は、その権利を主張し、その利益を擁護するに努むべきである。労働者は、労働者代表を通じて、その権利を主張し、その利益を擁護するに努むべきである。労働者は、労働者代表を通じて、その権利を主張し、その利益を擁護するに努むべきである。労働者は、労働者代表を通じて、その権利を主張し、その利益を擁護するに努むべきである。

同人謝爾會 吟古風出遊記

一九三四年 三月十日

黒石織布
 浅井製材
 争議の教訓

争議報告書に代へて

日本労働組合総評議会

中部地方評議会組織争議部会

発行

黒石織布と浅井製材の争議